

2023-3 税務・労務・法務情報

・ RMC (Revenue Memorandum Circular)

2023-32 2022年12月期決算確定申告ガイドライン

比国では暦年を会計年度とする企業が圧倒的に多いので、この時期4月17日の確定申告期限までは経理部門の皆様は超繁忙期を迎えます。本通達は、この12月期決算確定申告納付についての確認規定となっています。

1. 納税者は、所轄税務署 (RDO) 以外の全てのRDO又はAAB (Authorized Agent Bank: : 取扱認可銀行) に申告納付することができる。(所轄以外に提出してもペナルティーなし)
2. 電子申告納税を義務付けられている納税者は、利用登録しているeFPS-AABを通じてオンライン申告・納税をしなければならない。
3. 以下の事情が生じたeFPS利用者は、eBIRFormを利用して書面提出する。
 - ・ eFPS及びeFPS-AAB登録が審査中である場合
 - ・ eFPS新様式が利用できる状態でない場合
 - ・ eFPS-AABがAABシステムの都合により利用できない場合
4. eBIRFormを利用して書面提出した場合は、改めてeFPSによる提出は不要。納付手続きは、いずれのRDO, AABにおいても可能とする。
5. 現金納付はP20,000までとし、超える場合はBIR宛の小切手納付とする。
6. 納税額のない申告書は、eBIRFormにより提出しなければならない。但し、高齢者・障害者等は例外とし、書面提出を認める。

オンライン提出された申告書に添付すべき書面は、確定申告期限から15日以内にRDO宛提出しなければならない。(添付書面には受領印を押印する)

・ SEC Memorandum Circular

2023-01 2022年12月期決算書提出期限の延長について

本稿2月号にて提出期限の解説をしましたが、本通達は、その期限の延長を通知するものです。

修正提出期間	登録番号末尾
5月29日～6月 2日	1 と 2
6月 5日～6月 9日	3 と 4
6月13日～6月16日	5 と 6
6月19日～6月23日	7 と 8
6月26日～6月30日	9 と 0

- * 上記提出期間内に提出しなかった場合は、7月3日から受付可能となる。しかし、この期限後提出はペナルティー対象とする。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)